

畜産－1360

令和6年12月24日

秋田県畜産農業協同組合 代表理事組合長
県内各酪農農業協同組合 代表理事組合長
株式会社秋田県食肉流通公社 代表取締役社長
公益社団法人秋田県農業公社 理事長
公益社団法人秋田県獣医師会 会長
一般社団法人秋田県配合飼料
価格安定基金協会 理事長
秋田県農業共済組合 組合長理事
全国農業協同組合連合会 秋田県本部長

様

秋田県農林水産部長
(公印省略)

ランピースキン病ワクチン接種開始に伴うアメリカ合衆国向け
輸出牛肉への対応について（通知）

今年11月6日、福岡県糸島市の乳用牛飼養農場において国内初となるランピースキン病の発生が確認され、同月21日から来年3月31日まで、福岡県内の発生農場周囲20km圏内の農場に対し、家畜伝染病予防法第6条第1項に基づくワクチン接種が開始されました。

今般、農林水産省と米国農務省との協議の結果、ワクチン接種県由来牛（ワクチン接種開始日以降にワクチン接種県での飼養歴のある牛。ワクチン接種牛を含む）の米国向け輸出牛肉取扱施設（以下「米国認定施設」という。）における対応が別添のとおりになりました。それに伴い、当県の生産者がワクチン接種県由来牛を購入し出荷する場合、別紙「生産者のワクチン接種県由来牛の購買、出荷時の対応について」のとおりになりますのでお知らせします。

つきましては、本件について貴団体の会員農家や畜産関係者に対し御指導くださるようお願いいたします。

秋田県農林水産部畜産振興課 家畜衛生チーム 李
TEL. 018-860-1808 FAX. 018-860-3822
E-mail: Ri-Eiki@pref.akita.lg.jp



別 紙

生産者のワクチン接種県由来牛の購買、出荷時の対応について

令和 6 年 1 2 月

秋田県畜産振興課

1. 市場より牛を購買する際には個体識別番号に紐付く飼養歴から、ワクチン接種県由来牛であるか否かを確認し、その旨を記録すること。
2. ワクチン接種牛を購買する場合、取引元よりワクチン接種証明書を受領し、保管すること。また、当該牛を売却又は出荷する際には、その証明書を家畜市場、取引先の農家又はと畜場に確実に受け渡すこと。
万が一証明書を紛失した場合には、ワクチン接種県の担当窓口へ報告し、再発行を依頼すること。
3. 肥育農家(出荷元農家)はワクチン接種県由来牛を米国認定施設(別添参照)に出荷しないこと。
4. 肥育農家(出荷元農家)は非ワクチン接種県由来牛を米国認定施設に出荷する際には、ワクチン接種牛を出荷車両に同乗させないこと。また、ワクチン接種牛を乗せた車両を米国認定施設への出荷に用いる際には、当該車両の積込前に洗浄・消毒すること。

6 消安第 5144 号
6 畜産第 2492 号
令和 6 年 12 月 10 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
畜産局食肉鶏卵課長

ランピースキン病ワクチン接種開始に伴うアメリカ合衆国向け輸出牛肉への対応について

日頃より我が国畜産行政の推進に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

「ランピースキン病ワクチン接種開始に伴うアメリカ合衆国向け輸出牛肉への対応について」（令和 6 年 11 月 21 日付け 6 消安第 4798 号・6 畜産第 2333 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局食肉鶏卵課長通知）にてお知らせした件について、今般、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）農務省動植物検疫局との現時点での協議内容を踏まえ、次の①～③に基づき対応することとなりました。①ワクチン接種が実施された都道府県（以下「ワクチン接種県」という。）に由来する牛（ワクチン接種牛を含む。）は、令和 6 年 12 月 12 日以降、米国向け輸出牛肉取扱施設（以下「米国認定施設」という。）に搬入しない、②米国へ輸出することが可能な施設はワクチン非接種県にある施設とする、③米国認定施設への輸送時にワクチン接種牛と非接種牛は同乗させない。

つきましては、ワクチン接種県においては下記の通り対応することとなりますので、御承知おきください。なお、引き続き、ワクチン接種県単位ではなく接種牛の規制になるよう、また、ワクチン接種を理由とした輸入制限は撤廃するよう米国と協議していきます。また、米国とは協議中ですので、その協議の状況に応じて変更等あれば、随時周知させていただきます。

本件への対応については、別添 1 のとおり日本畜産物輸出促進協会へ、別添 2 のとおり関係団体へ周知したところです。

管内に米国認定施設が所在する道府県におかれては、米国認定施設へ別添 1 の周知をするようお願いいたします。

また、貴都道府県内における肥育農家、繁殖農家、育成農家、酪農家等の生産者、家畜市場開設者、家畜商等の関係者へ別添 2 の周知をするようお願いいたします。

記

- （１） 家畜保健衛生所の獣医師が牛に対してワクチンを接種した場合は、当該牛の個体識別番号等を記載したワクチン接種証明書を生産者へ配布すること。
- （２） ワクチン接種県は、ワクチン接種牛リストを作成し、ワクチンを接種した場合は当

該牛の個体識別番号を登録すること。

- (3) ワクチン接種県は、2週間に一度、更新日(※) 2日前までにワクチン接種を行った牛の情報を追加することによりワクチン接種牛リストを更新し、米国認定施設及び管轄する食肉衛生検査所等へメールにて本リストを共有すること。

※福岡県：2週間に一度、月曜日に更新し、水曜日にリストを送付

以上

[連絡先]

農林水産省

消費・安全局動物衛生課

査察調整班

03-3502-8111 (内線 4584)

柳澤、大野

畜産局食肉鶏卵課

食肉鶏卵貿易班

03-3502-8111 (内線 4943)

藤谷、白川、島扇、久保田

6 消安第 5144 号
6 畜産第 2492 号
令和 6 年 12 月 10 日

日本畜産物輸出促進協会 御中

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
畜産局食肉鶏卵課長

ランピースキン病ワクチン接種開始に伴うアメリカ合衆国向け輸出牛肉への対応について
(続報)

日頃より我が国畜産行政の推進に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

「ランピースキン病ワクチン接種開始に伴うアメリカ合衆国向け輸出牛肉への対応について」(令和 6 年 11 月 21 日付け 6 消安第 4798 号・6 畜産第 2333 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局食肉鶏卵課長通知)にてお知らせした件について、今般、アメリカ合衆国(以下「米国」という。)農務省動植物検疫局との現時点での協議内容を踏まえ、次の①～③に基づき対応することとなりました。①ワクチン接種が実施された都道府県(以下「ワクチン接種県」という。)に由来する牛(ワクチン接種開始日以降にワクチン接種県での飼養歴がある牛。以下「ワクチン接種県由来牛」という。)は、令和 6 年 12 月 12 日以降、米国向け輸出牛肉取扱施設(以下、「米国認定施設」という。)に出荷・搬入しない、②米国へ輸出することが可能な施設はワクチン非接種県にある施設とする、③米国認定施設への輸送時にワクチン接種牛と非接種牛は同乗させない。

つきましては、追って連絡するまでの間、米国認定施設においては下記の通り対応することとなりますので、貴会会員に周知いただくようお願いいたします。

なお、引き続き、ワクチン接種県単位ではなく接種牛の規制になるよう、また、ワクチン接種を理由とした輸入制限は撤廃するよう米国と協議していきます。また、米国とは協議中ですので、その協議の状況に応じて変更等あれば、随時周知させていただきます。

記

- (1) 米国認定施設は、搬入されるすべての牛について、出荷元農家から原則出荷の前日までに提出されると畜予定牛リストにワクチン接種県由来牛が含まれないことを、個体識別番号に紐づく飼養歴に基づき、搬入前に予め確認し、その旨の記録を残すこと。
- (2) 仮に、ワクチン接種県由来牛が、と畜予定牛リストに含まれていた場合は、施設は出荷元農家にその旨を伝え、当該牛が搬入されない措置をとること。

- (3) 牛の受入時においては、搬入される牛がと畜予定牛リストと一致している旨を確認すること。
- (4) 万が一、受入時にと畜予定牛リストには含まれない牛が確認され、当該牛がワクチン接種県由来牛であった場合、米国認定施設外へ搬出すること。また、当該牛がワクチン接種牛であるか否かを確認し、ワクチン接種牛であった場合は、同じ搬入車両の牛も米国認定施設外へ搬出すること。

以上

[連絡先]

農林水産省

消費・安全局動物衛生課

査察調整班

03-3502-8111（内線 4584）

柳澤、大野

畜産局食肉鶏卵課

食肉鶏卵貿易班

03-3502-8111（内線 4943）

藤谷、白川、島扇、久保田

6 消安第 5144 号
6 畜産第 2492 号
令和 6 年 12 月 10 日

全国農業協同組合連合会
全国農業協同組合中央会
全国肉牛事業協同組合
中央畜産会
中央酪農会議
全国酪農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
全国開拓農業協同組合連合会
日本家畜商協会
日本獣医師会

御中

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
畜産局食肉鶏卵課長

ランピースキン病ワクチン接種開始に伴うアメリカ合衆国向け輸出牛肉への対応について
(続報)

日頃より我が国畜産行政の推進に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

「ランピースキン病ワクチン接種開始に伴うアメリカ合衆国向け輸出牛肉への対応について」(令和 6 年 11 月 21 日付け 6 消安第 4798 号・6 畜産第 2333 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局食肉鶏卵課長通知)にてお知らせした件について、今般、アメリカ合衆国(以下「米国」という。)農務省動植物検疫局との現時点での協議内容を踏まえ、次の①～③に基づき対応することとなりました。①ワクチン接種が実施された都道府県(以下「ワクチン接種県」という。)に由来する牛(ワクチン接種開始日以降にワクチン接種県での飼養歴がある牛。以下「ワクチン接種県由来牛」という。)は、令和 6 年 12 月 12 日以降、米国向け輸出牛肉取扱施設(以下、「米国認定施設」という。)に出荷・搬入しない、②米国へ輸出することが可能な施設はワクチン非接種県にある施設とする、③米国認定施設への輸送時にワクチン接種牛と非接種牛は同乗させない。

つきましては、追って連絡するまでの間、下記の通り対応することとなりますので、貴会会員に周知いただくようお願いいたします。

なお、引き続き、ワクチン接種県単位ではなく接種牛の規制になるよう、また、ワクチン接種を理由とした輸入制限は撤廃するよう米国と協議していきます。また、米国とは協議中ですので、その協議の状況に応じて変更等あれば、随時周知させていただきます。

記

1. 生産者による対応

- (1) ワクチンを接種した生産者は、家畜保健衛生所からワクチン接種証明書を受領し、当該牛の取引・移動・出荷時には必ず取引・移動・出荷先に本証明書を受け渡すこと。なお、ワクチン接種証明書を紛失した場合は、直ちに都道府県の担当窓口へ報告し、再発行を依頼すること。
- (2) 肥育農家（出荷元農家）は、別紙の米国認定施設へワクチン接種県由来牛を出荷しないこと。そのため、個体識別情報検索サービスを活用し、個体識別番号に紐づく飼養歴に基づいて、出荷する牛がワクチン接種県由来牛ではないことを確認すること。
- (3) 肥育農家（出荷元農家）は、(2)の確認後、と畜予定牛リストを作成し、原則、出荷の前日までに、紙面又は電子データで米国認定施設へ提出すること。
- (4) 肥育農家（出荷元農家）は、米国認定施設より、と畜予定牛リストにワクチン接種県由来牛が含まれていた旨の連絡を受けた場合は、当該牛を米国認定施設へ出荷しない措置をとり、と畜予定牛リストを修正し、米国認定施設へ再提出すること。
- (5) 肥育農家（出荷元農家）は、牛を米国認定施設へ出荷する際、積込前に車両を洗浄・消毒すること。また、ワクチン接種牛を当該車両に同乗させないこと。

2. 家畜市場による対応

繁殖農家等からワクチン接種証明書を受け取った際は、当該牛の購買者に確実に受け渡すこと。

3. 家畜商による対応

- (1) ワクチン接種牛を購入した際は、ワクチン接種証明書を家畜市場等から受け取り、ワクチン接種牛を家畜市場等で取引する時又はと畜場へ出荷する時はワクチン接種証明書を家畜市場、取引先の農家又はと畜場へ確実に受け渡すこと。
- (2) 牛を米国認定施設へ出荷する場合、積込前に車両を洗浄・消毒すること。また、ワクチン接種牛を当該車両に同乗させないこと。

以上

[連絡先]

農林水産省

消費・安全局動物衛生課

査察調整班

03-3502-8111（内線 4584）

柳澤、大野

畜産局食肉鶏卵課

食肉鶏卵貿易班

03-3502-8111（内線 4943）

藤谷、白川、島扇、久保田

素畜価格流通班

03-3502-8111（内線 4942）

本間、福澤

アメリカ合衆国向け輸出食肉取扱施設リスト
List of Meat Processing Establishment

令和6年10月1日現在
As of 1 October 2024

施設番号 Est. No.	食肉取扱施設 Processing Establishment		自治体 Competent Authority
	名称 Name	住所 Address	
I-1	株式会社いわちく IWACHIKU Co., Ltd.	岩手県紫波郡紫波町犬渕字南谷地120 120 Minami-yachi Inubuchi, Shiwa-cho, Shiwa-gun, Iwate	岩手県 Iwate Prefecture
G-1	株式会社 群馬県食肉卸売市場 Gunma-ken Shokuniku Oroshiuri Shijo Co., Ltd.	群馬県佐波郡玉村町上福島1189番地 1189 Kamifukushima Tamamura-machi Sawa-gun Gunma	群馬県 Gunma Prefecture
GI-1	飛騨食肉センター Hida Meat Center	岐阜県高山市八日町327番地 327 Youka-machi, Takayama-Shi, Gifu,	岐阜県 Gifu Prefecture
	飛騨ミート農業協同組合連合会 Hida Meat Agricultural Cooperatives		
K-1	株式会社ナンチク NANCHIKU CO., LTD.	鹿児島県曽於市末吉町二之方1828 1828, Ninokata, Sueyoshi-cho, Soo-shi, Kagoshima	鹿児島県 Kagoshima
K-2	サンキョーミート株式会社 有明ミート工場 SANKYOMEAT INC. Ariake Meat Plant	鹿児島県志布志市有明町野井倉6965番地 6965, Noikura, Ariake-cho, Shibushi-shi, Kagoshima	鹿児島県 Kagoshima Prefecture

K-3	株式会社阿久根食肉流通センター Akune Meat Distribution Center Co., Ltd.	鹿児島県阿久根市塩浜町1丁目10番 地 10 1-chome, Shiohama-cho, Akune-shi, Kagoshima	鹿児島県 Kagoshima Prefecture
	スターゼンミートプロセッサー株式会社阿久根工場 STARZEN MEAT PROCESSOR Co.,Ltd. Akune Plant		
K-4	株式会社JA食肉かごしま南薩工場 JA Shokuniku Kagoshima Co., Ltd. Nansatu Plant	鹿児島県南九州市知覧町南別府22361 6 1 Minamibepu Chiran-cho Minamikyushu-shi Kagoshima	鹿児島県 Kagoshima Prefecture
M-1	株式会社ミヤチク 高崎工場 MIYACHIKU Corp., Ltd. Takasaki Plant.	宮崎県都城市高崎町大牟田4268番 地 1 4268-1, Omuta, Takasaki-cho, Miyakonojo-shi, Miyazaki	宮崎県 Miyazaki Prefecture
M-5	株式会社ミヤチク 都農工場 Miyachiku Corp.,Ltd.Tsuno Plant	宮崎県児湯郡都農町大字川北1553 O 15530,Kawakita,Tsuno-cho,Koyu-gun,Miyazaki,Japan	宮崎県 Miyazaki Prefecture
KU-2	株式会社熊本畜産流通センター Kumamoto Chikusan Ryutsu Center Co.Ltd	熊本県菊池市七城町林原9番地 9 Hayashibaru, Shichijyo-machi, Kikuchi-shi, Kumamoto, Japan	熊本県 Kumamoto Prefecture

OI-1	株式会社大分県畜産公社 OITAKEN CHIKUSANKOSYA CO., LTD	大分県豊後大野市犬飼町田原1580番地29 1580-29 Tahara, Inukaimachi, Bungoono City, Oita Prefecture, Japan	大分県 Oita Prefecture
HMJ-1	和牛マスター食肉センター Wagyu Master Meat Center	兵庫県姫路市東郷町1451番地5 1451-5, Togo-cho, Himeji City, Hyogo Prefecture, Japan	姫路市 Himeji City
HOK-1	株式会社北海道畜産公社十勝工場十勝総合食肉流通センター(第3工場) HOKKAIDO LIVESTOCK CORPORATION CO., LTD. TOKACHI FACTORY TOKACHI GENERAL MEAT DISTRIBUTION CENTER(Third plant)	北海道帯広市西24条北2丁目1番地1 1-1, Kita2-chome, Nishi24-jo, Obihiro-City, Hokkaido, Japan	北海道 Hokkaido
KY-1	京都市と畜場 Kyoto City Slaughterhouse	京都市南区吉祥院石原東之口町2番地 2 Kisshoin Ishihara Higashinokuchicho, Minami-ku, Kyoto-city, Kyoto, Japan	京都市 Kyoto City
	京都食肉市場株式会社 Kyoto Meat Market Co., Ltd.		
TOC-1	とちぎ食肉センター Tochigi Meat Center	栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田1921-7 1921-7 Inageta, Haga-Town, Haga-County, Tochigi Prefecture	栃木県 Tochigi Prefecture

SAG-1	一般社団法人 佐賀県畜産公社 General Incorporated Association Prefecture Livestock Corporation	佐賀県 多久市南多久町大字下多久 4 127 4127 Oaza Shimotaku, Minamitaku-town, Taku City, Saga Prefecture	佐賀県 Saga Prefecture
-------	--	--	---------------------------